

第 30 次地方制度調査会における審議及び答申の取りまとめ に対する緊急要請

第 30 次地方制度調査会専門小委員会において「大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について」の提示がなされた。

「大都市制度の見直しの方向性」として「新しい大都市制度」に関し、地方の拠点都市が近隣市町村との広域連携を更に進めるための仕組みは考えられないか、また、「現行制度の見直し」に関し、中核市・特例市制度について、現在の人口区分は適切か、更に移譲すべき事務の有無、税財源の配分をどう評価するか、さらには、大都市制度のあり方の再検討について、現行の都市制度の適用区分のあり方を見直す必要があるか、その場合、人口規模で決める仕組みでよいか、大都市圏の都市か地方の拠点都市かといった他の要素を考慮する必要はないか等が言及されている。

また、第 17 回専門小委員会において、中核市等へのさらなる権限移譲として、県費教職員の人事権やまちづくり関係について、その受け皿を周辺自治体との広域連携にしては等の議論がなされた。

このことは、国に対し、中核市制度の拡充及び都市制度の抜本的見直しを提言した中核市市長会として歓迎できるものである。

都市制度の見直しにあたっては、単に都道府県と指定都市との関係、特に「大阪都構想」に関する議論に偏ることなく、補完性の原理及び基礎自治体優先の原則に基づき、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を明確にし、地方制度全体のあるべき姿を検討するという観点に立つて行うことが必要である。

権限の移譲とその財源のあり方については、常に一体的に議論を進め、我々中核市が果たしている役割を十分理解した上で、次の 2 点を踏まえ、今後の審議及び答申のとりまとめを進められるよう要請する。

1 中核市が自律的な都市経営を行い、市民サービスの向上を図る上で必要な権限を早期に移譲するとともに、権限に応じた財源の移譲を確実に行うこと

中核市が地域の状況に即した行政を総合的かつ自律的に遂行するために必要な権限を早期に移譲するとともに、かかる権限の執行に必要な税財源の移譲を確実に行うこと。

特に、現行の指定都市制度や中核市制度等の適用区分のあり方を人口規模で決める仕組みを見直すことにより、現在政令指定都市が有している権限及び財源を念頭に、各中核市の地域特性、能力及び状況等に応じて早期に移譲すること。

2 中核市が地域の中核として周辺基礎自治体との広域的な連携を円滑に行うために必要な措置を早期に講じること

中核市が地域の中核として多様な役割を期待されていることを踏まえ、地域特性に応じて周辺基礎自治体との連携を円滑に行えるよう、財源措置のあり方を含め、広域連携の仕組みの見直しを行うこと。

平成 24 年 8 月 2 日

中 核 市 市 長 会